

横須賀市コインランドリー衛生指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、クリーニング業等の営業に関する条例（平成12年条例第32号）第11条に基づき、コインランドリー営業施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置等を定めることにより、コインランドリー営業施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

(構造設備等の基準)

第2条 営業施設の構造設備は、次のとおりとする。

- (1) 施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- (2) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。この場合、施設の床面積（ Q ）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（ n ）に応じ、次式により算出した面積（ m^2 ）以上であることが望ましいこと。

$$Q (m^2) = 5.5 + 1.2 n$$

- (3) 施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、床面は排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であつて、排水が公共下水道その他により適切に処理できるものであること。
- (6) 施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- (7) 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- (8) 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設は、次によること。
 - ア ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - イ 当設機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - ウ 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。

この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。

(9) 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。

(10) 施設内に自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。

(11) 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

(管理運営の基準)

第3条 営業者の管理運営基準は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各施設ごとに衛生管理責任者を定めること。

(2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、速やかに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。

(3) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置をするとともに、利用者に対し、第4条各号に掲げる事項に関し、適切な指導助言を行うこと。

(4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適切な維持の業務を行わせること。

(5) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

(6) 利用者の遵守事項を施設内の見やすい場所に掲示し、施設内の衛生及び安全の確保を図ること。

(7) 洗濯機等の使用方法を施設内の見やすい場所に掲示しておくこと。

(8) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設、又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。

(9) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。

(10) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。

(11) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。この場合、各作業面の照度は、300LUX以上であることが望ましいこと。

(12) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。この場合、CO₂濃度が

1,000ppm 以下で、かつ、CO濃度が10ppm 以下であることが望ましいこと。

(13) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。

(14) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。

(15) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉の取っ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜、塩素剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。

(16) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。

(17) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。

(18) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類、及び素材によつて異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい。）。

(19) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法（昭和32年法律第 177号）に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。

(20) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講じること。

ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。

エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。特に、洗濯物の出入れ口の扉のパツキング部分からの漏出について、十分留意すること。

オ 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十

分留意すること。

キ テトラクロロエチレンを使用する洗濯機を備える施設にあつては、洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレンを適正に処理すること。

(利用方法等の周知)

第4条 営業者は、営業施設の利用方法等について次の事項を記載し、施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) 洗濯前後の手指の洗浄を励行すること。

(2) 施設及び設備は、汚損しないよう、清潔保持に注意すること。

(3) 伝染性の疾病にり患した者又はこれに接触した者が使用した衣類等は、洗濯しないこと。

(4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等は、洗濯しないこと。ただし、これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合、その旨を明示すること。

(5) その他施設及び設備の衛生保持及び安全確保に支障を生ずる行為をしないこと。

(衛生指導等)

第5条 市は、次に掲げる事業を推進するものとする。

(1) 営業者に対する第2条及び第3条に定める基準に係る指導

(2) 営業者等及び利用者に対する広報等の周知啓発活動

(3) その他必要な事業

附 則

この要綱は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。